

特定家畜伝染病侵入防止対策事業費補助金交付要綱 (令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)

5産労農安第510号

令和5年6月21日

(趣旨)

第1 知事は、特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)事業実施要綱(令和5年6月21日付5産労農安第500号)に基づいて行う事業に要する経費について、畜産農家等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2 この補助金は、都内の畜産農家等が高病原性鳥インフルエンザの侵入及びまん延を防止するために必要な設備の整備等に要する経費を助成し、もって家畜防疫体制の強化を図ることを目的とする。

(補助対象事業及び経費等)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の内容、補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

なお、暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団等に該当する者があるものは、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(申請の手続き)

第4 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第1号の2)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の

金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分についてはこの限りではない。

(補助金の交付決定)

- 第5 知事は、第4の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認める場合は、様式第2号により補助金交付の決定を通知する。
- 2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することがある。
- 3 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第6 知事は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、すでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業の内容の変更)

- 第7 補助事業者が、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業費又は事業量の2割を超える変更

- 2 知事は、前項の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加えて承認することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第8 補助事業者が、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告等)

- 第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに事故報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は都の会計年度が終了したときは、直ちに実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

2 第4第2項ただし書により交付の申請をした申請者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4第2項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書により交付の申請をした申請者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11 知事は、第10の規定による実績報告書の提出があった場合その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8号により当該補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

第12 知事は、第11の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を命ずる。

2 第10の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の請求)

第13 補助事業者は、第11の規定による額の確定通知を受領した場合において、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を支出する。

(決定の取消し)

第14 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第11の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15 知事は、第6又は第14の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

- 第16 知事が第14の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前2項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第17 第16第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18 第16第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第19 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第20 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって効率的運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、様式第10号の財産管理台帳及びその他関係書類を、処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。

3 補助事業者が補助事業により取得し又は効用を増加した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第11号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

4 知事は、前項の規定により、補助事業者に対して、当該承認に係る財産を処分したことにより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を納付させるよう命ずることがある。

(帳簿の整理保存)

第21 補助事業者は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に係る事項を明らかにする書類及び帳簿を、事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。

別表(第3関係)

事業の内容	補助対象経費	事業実施主体	補助率等
<p>1 野生動物等からの病原体の侵入防止のための設備の整備(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)(以下「要領」という。)第3の(1)のア)</p> <p>2 病原体の持込防止のための設備の整備(要領第3の(1)のイ)</p> <p>3 衛生管理区域の衛生状態の確保のための設備の整備(要領第3の(1)のウ)</p> <p>4 その他、高病原性鳥インフルエンザの侵入を防止するための取組(要領第3の(1)のエ)</p> <p>5 家きん卵を洗浄消毒する機器(要領第3の(2))</p>	<p>(1)設備の購入費</p> <p>(2)設備の購入に伴う運搬費、据付費</p> <p>(3)設備を自作する場合の原材料費</p> <p>(4)施設の建築、補修等における工事費</p> <p>(5)業者等への委託費</p>	<p>都内に農場のある家きんを飼養する畜産農家(100羽以上飼養)</p>	<p>1 補助対象経費の10/10以内</p> <p>2、3、4、5補助対象経費の4/5以内</p>
<p>1 野生動物等からの病原体の侵入防止のための設備の整備(要領第3の(1)のア)</p> <p>2 病原体の持込防止のための設備の整備(要領第3の(1)のイ)</p> <p>3 衛生管理区域の衛生状態の確保のための設備の整備(要領第3の(1)のウ)</p> <p>4 その他、高病原性鳥インフルエンザの侵入を防止するための取組(要領第3の(1)のエ)</p>	<p>(1)設備の購入費</p> <p>(2)設備の購入に伴う運搬費、据付費</p> <p>(3)設備を自作する場合の原材料費</p> <p>(4)施設の建築、補修等における工事費</p> <p>(5)業者等への委託費</p>	<p>都内に農場のある家きんを飼養する畜産農家(38羽以上100羽未満飼養)</p>	<p>1 補助対象経費の10/10以内</p> <p>2、3、4 補助対象経費の4/5以内</p>

<p>1 野生動物等からの病原体の侵入防止のための設備の整備(要領第3の(1)のア)</p>	<p>(1)設備の購入費 (2)設備の購入に伴う運搬費、据付費</p>	<p>都内家きん飼養者(1羽以上37羽以下飼養、児童福祉施設、教</p>	<p>1 補助対象経費の10/10以内</p>
<p>2 病原体の持込防止のための設備の整備(要領第3の(1)のイ)</p>	<p>(3)設備を自作する場合の原材料費 (4)施設の建築、補修等における工事費 (5)業者等への委託費</p>	<p>育施設、公共施設、動物園やペットショップなどの動物取扱業等を除く、都が指定する者)</p>	<p>2 補助対象経費の4/5以内</p>